

# 教員組織の編制方針等の公表

静岡県立大学短期大学部では、教員・教員組織の編制に係る基本方針等を以下のとおり定めています。

## 1 静岡県立大学短期大学部 教員・教員組織の編制に係る基本方針

静岡県立大学の理念、目標及び短期大学部学則に定める目的を十分理解し教育研究活動を実践できる教員組織を編制する。

## 2 静岡県立大学短期大学部 求める教員像

短期大学部の教員は、大学の理念と目標に基づき定められた静岡県立大学教職員行動規範を遵守し、教育、研究、学生支援、地域貢献、国際交流、大学・短期大学部の運営など教員として職務と責任を自覚し、その職責の遂行に全力を尽くす。

## 3 静岡県立大学短期大学部 教員組織の編制に関する方針

短期大学設置基準、歯科衛生士法、社会福祉士及び介護福祉士法、児童福祉法及び教育職員免許法等の関連法令に基づくとともに、各学科・専攻等の目的、教育目標や、卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針の3つの方針を実現するために、各学科・専攻等に適切な人員を配置する。

配置にあたっては、教育研究活動の継続性に配慮し、職位・年齢・学問分野等を考慮した教員採用方針・計画を策定する。